

継続

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和5年3月29日まで)

庁内各局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
殿

警察庁乙備発第5号、乙官発第5号
乙生発第8号、乙刑発第5号
乙交発第5号、乙情発第1号
令和4年3月30日
警 察 庁 次 長

新型コロナウイルス感染症対策本部の改組について（依命通達）

本日、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いと認められるとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第14条の規定に基づく厚生労働大臣の報告が行われ、同法第15条第1項の規定に基づく政府対策本部が設置された。

これを受け、警察庁では、長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。

各位にあっては、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月10日作成）に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期されたい。

命により通達する。

【継続措置状況】

初回発出日：令和2年3月26日
（有効期間：令和3年3月31日）
継続措置日：令和3年3月31日
（有効期間：令和4年3月30日）